

宮城県塩竈市
指名停止措置一覧

最終更新：R6.1.12

指名停止事業者の名称	指名停止期間		措置要件	指名停止理由
株式会社阿部工務店	令和6年1月12日～令和6年7月11日	6か月	建設業法違反行為 (1か月以上12か月以内)	当該業者は、経営事項審査において、負債額等の数値を偽った決算書を作成し虚偽申請を行い、その結果通知を用いて宮城県の入札参加資格を得たとして、令和5年12月22日付けで宮城県知事から建設業法第28条第3項の規定に基づく45日間の営業停止命令を受けたもの。 このことは、本市競争入札参加資格登録業者指名停止要綱（以下、「指名停止要綱」という。） 第2条に規定する別表措置要件第15項（建設業法違反行為）に該当する。